

広島県告示第二百五十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾釣土田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和七年三月十三日

釣土田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾釣土田港放置等禁止区域

釣土田・藤の脇婦人会館地区

1 区域の範囲

基点一から基点一〇までの各点を順次結んだ線及び基点一〇から基点一一を水際線で結んだ線、基点一一から基点一二を結んだ線及び基点一二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「釣土田」（北緯三四度〇八分二三秒一四六六、東経一三二度三〇分五七七秒六三九四、標高二四五・〇メートル）

基点一 基準点から二八三度〇五分三〇秒の方向七九九・七三メートルの点

基点二 基点一から三一六度一三分五八秒の方向二四・七七メートルの点

基点三 基点二から三二六度四二分三九秒の方向一五二・三五メートルの点

基点四 基点三から二三六度一分五八秒の方向一三・一一メートルの点

基点五 基点四から三〇五度四二分四四秒の方向二六七・六二メートルの点

基点六 基点五から三七度五九分四三秒の方向六・〇七メートルの点

基点七 基点六から三〇五度二九分三七秒の方向一七・〇五メートルの点

基点八 基点七から三四八度三二分二三秒の方向一一三・六五メートルの点

基点九 基点八から三二八度〇四分一一秒の方向一四九・二七メートルの点

基点一〇 基点九から三〇三度三九分三八秒の方向六八・九九メートルの点

基点一一 基準点から三〇九度三一分〇四秒の方向一、〇七九・八七メートルの点

基点一二 基点一一から一二九度三一分〇三秒の方向五・〇〇メートル

二 地方港湾釣土田港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物